

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月28日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 村 美 佳

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月27日 午前 9時00分から 令和 8年12月 4日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年12月11日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9年 1月 8日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年12月14日 午前 9時00分から 令和 8年12月15日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	7,580,000 6,064,000	一括	1,516,000	160,057	0
1	770,000				
2	1,230,000				
3	5,580,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 潮来市あやめ一丁目
 地 番 4番8
 地 目 宅地
 地 積 155.36平方メートル

- 2 所 在 潮来市あやめ一丁目
 地 番 4番9
 地 目 宅地
 地 積 246.47平方メートル

- 3 所 在 潮来市あやめ一丁目4番地8、4番地9
 家屋 番号 4番9
 種 類 遊技場
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 308.82平方メートル
 2階 282.95平方メートル
 (現況)
 種 類 遊技場 居宅
 床 面 積 1階 約312.00平方メートル
 2階 282.95平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 8月 6日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1. 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2. 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3. 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4. 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5. その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--|--|
| 1 | 所 在 | 潮来市あやめ一丁目 | |
| | 地 番 | 4 番 8 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 155.36 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 潮来市あやめ一丁目 | |
| | 地 番 | 4 番 9 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 246.47 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 潮来市あやめ一丁目 4 番地 8、4 番地 9 | |
| | 家屋 番号 | 4 番 9 | |
| | 種 類 | 遊技場 | |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 308.82 平方メートル
2 階 282.95 平方メートル | |
| | (現況) | | |
| | 種 類 | 遊技場 居宅 | |
| | 床 面 積 | 1 階 約 312.00 平方メートル
2 階 282.95 平方メートル | |



令和7年（ケ）第196号

令和8年2月 4日受理

令和8年3月31日提出

（評価人 説田賢哉）

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 加藤 宏 紀

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|----------------------------|-----------------------|--|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 潮来市あやめ一丁目
4番8
宅地
155.36平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 潮来市あやめ一丁目
4番9
宅地
246.47平方メートル |
| 3 | 所
家屋番号
種
構
床面積 | 在
番
類
造
積 | 潮来市あやめ一丁目4番地8、4番地9
4番9
遊技場
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
1階 308.82平方メートル
2階 282.95平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		(住居表示未実施)	
土地		物件 1, 2	
現況地目 形状	■宅地 (物件 1, 2) □雑種地 (物件) □ (物件)		
	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面 (各階平面図) のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び 占有状況	■土地所有者 □その他の者 () ■上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	■ない □ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	スチール製物置、鉄製物置 (いずれも動産) がある。 隣地 (地番 4 番 7 の土地) 上に設置されたプレハブが本件土地に越境して いる可能性がある。		
建物		物件 3	
種類、構造及び 床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点異なる (■主たる建物 □附属建物) ■種類: 遊技場 居宅 □構造: ■床面積: 1 階 約 3 1 2 . 0 0 平方メートル		
物件目録にない 附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び 占有状況	■建物所有者 □その他の者 ■上記の者が本建物を 居宅 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	■ない □ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	本件建物 2 階において、債務者会社の代表者だった A が死後しばらく経っ てから発見されたとのことである。 遺影や仏壇を含む多量の動産類が残置されている。		
執行官保管の 仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係		□建物図面 (各階平面図) のとおり ■土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債権者担当者)	1 債務者会社の代表者だったAさんが本件建物内で死亡しているのが発見されています。 2 Aさんは一人暮らしだったそうで、Aさんは死後しばらく経ってからご遺族によって発見されたようです。 3 Aさんのご遺体が発見された場所は本件建物2階のブルーシートが敷かれている場所のようです。 4 Aさんの死因は存じ上げません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物1階部分は閉業したパチンコ遊戯店であり、パチンコ店用の設備（ただしパチンコ台は撤去済み。）が残置されていた。
- 3 本件建物1階部分の天井の一部が朽ちて落ちていた。（雨漏りまたは水漏れによると思われる。）
- 4 本件建物2階の入り口ドアのガラスが割れていた。
- 5 本件建物2階部分は事務所と居宅になっており、居宅部分において債務者会社の代表者だったAの遺体が死後しばらく経ってから（死亡推定時期は令和6年10月、死亡届出時期は令和7年2月）発見されたとのことである。なお遺体の発見場所と思われる場所にブルーシートが敷かれていた。
- 6 現況調査時において本件建物2階には、事務机や大型のキャビネット、大型金庫等のほか、複数のトレーニングマシンやソファ、生活用品一式、遺影、仏壇など、大量の動産が残置されていた。
- 7 以上から本物件の占有状況については、登記事項証明書の記載及び関係人の陳述、その他現場の状況等を総合して2枚目記載のとおりであると認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

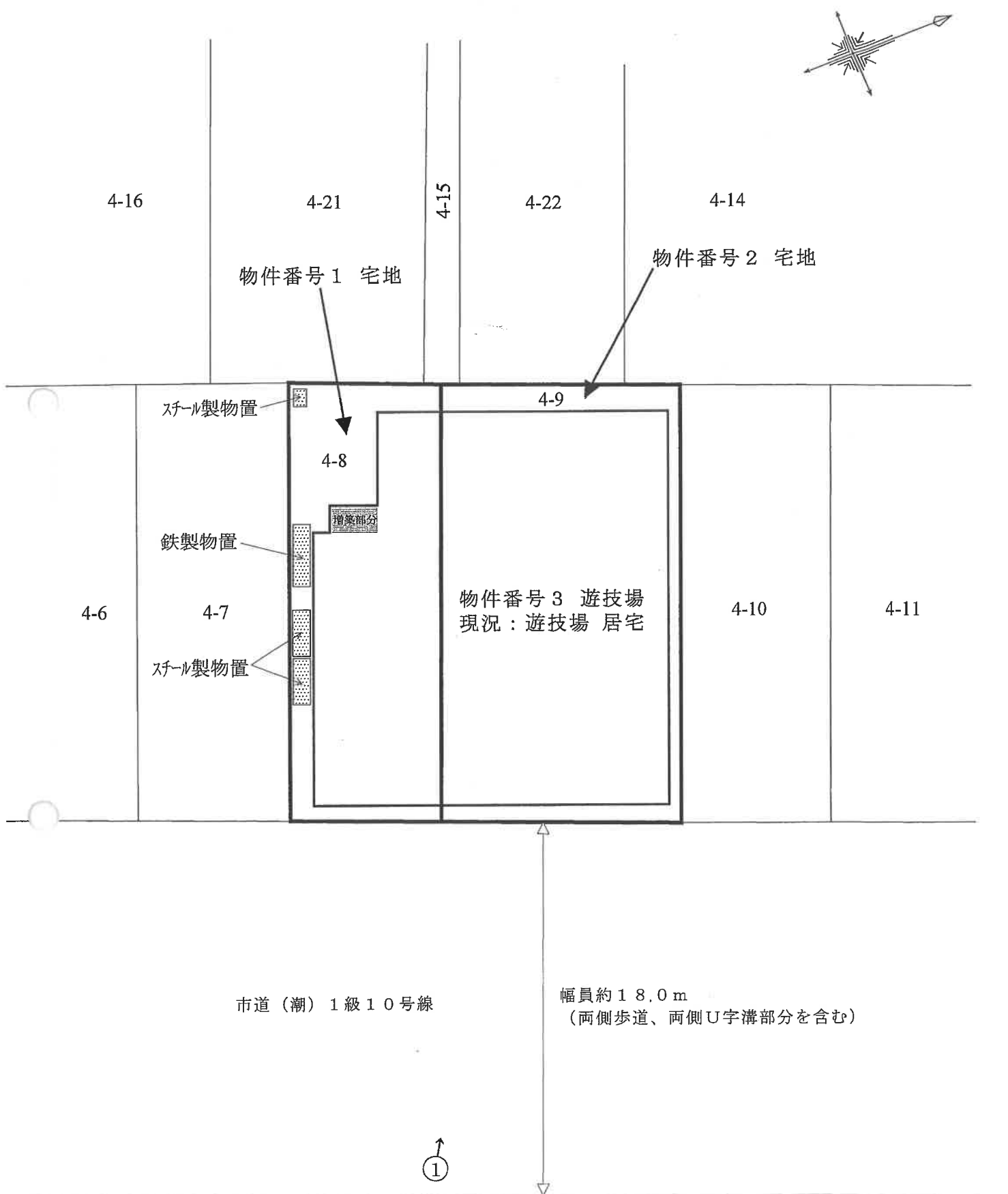
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月4日(水)	当 庁	■潮来市役所に公課証明書・家屋平面図・地番集成図の送付囑託(郵送)
令和8年2月16日(月)	当 庁	■鹿行広域事務組合消防本部に消防図面を請求(郵送)
令和8年2月13日(金) 12:05-12:10	物件所在地	■占有調査 ■写真撮影
令和8年2月17日(火) 10:40-10:50	潮来市役所	■Aの住民票の除票を取得
令和8年2月18日(水) 10:30-11:30	物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■評価人同行
令和8年2月25日(水)	当 庁	■債権者担当者Bから聴取(電話)
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和 8年 2月18日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 C を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

土地建物位置関係図

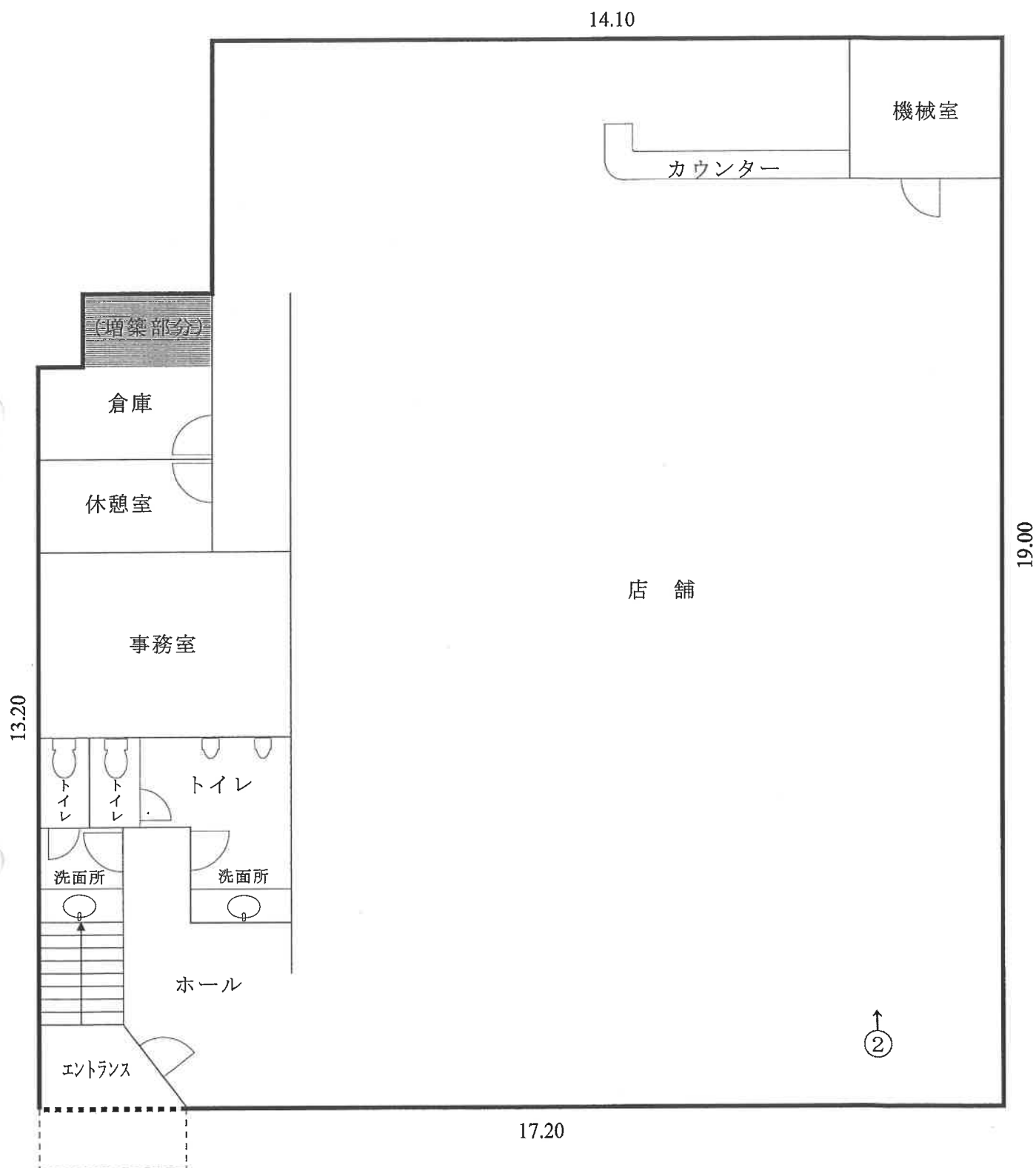


←○写真撮影位置方向
（6枚目）

縮尺 1 / 250

間取図No. 1

物件番号 3 遊技場
現況：遊技場 居宅



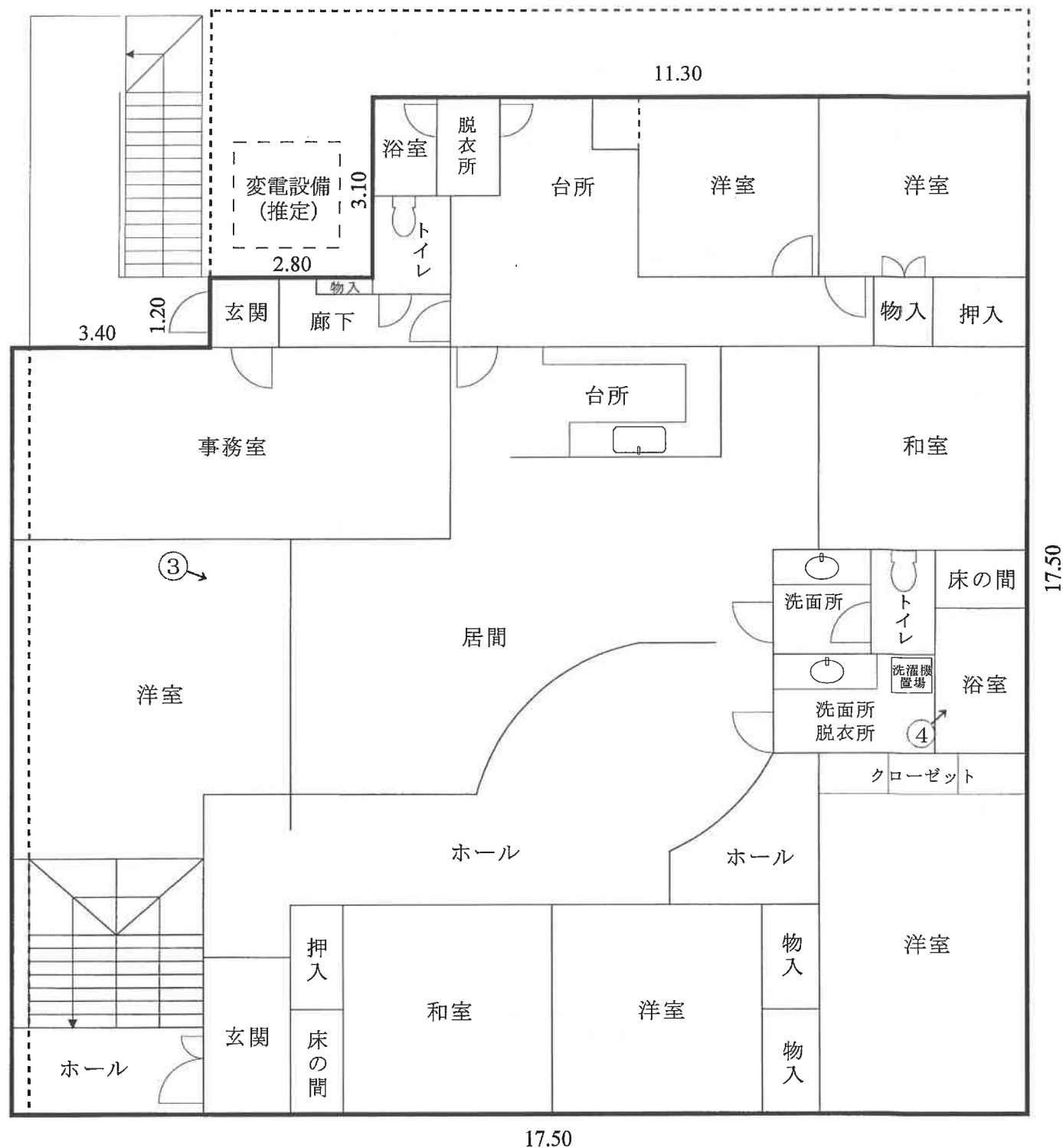
1 階 床面積約 3 1 2 m²

←○写真撮影位置方向
(7枚目)

縮尺 1 / 1 0 0

間取図No. 2

物件番号 3 遊技場
現況：遊技場 居宅



2 階 床面積 282.95 m²

←○写真撮影位置方向
(8枚目)

縮尺 1 / 100

写真番号 1



写真番号 2

※白矢印で示す
のは雨漏り跡と
思われる天井の
破損箇所



写真番号 3

※ブルーシート
の場所で遺体が
発見されたよう
である



写真番号 4



令和 7年（ケ）第 196号
令和 8年 2月 4日 受 命
令和 8年 2月18日 現地調査
令和 8年 3月 4日 評 価
令和 8年 3月11日 提 出

水戸地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
説田 賢哉

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7, 5 8 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 7 7 0, 0 0 0 円
物件2 (土地)	金 1, 2 3 0, 0 0 0 円
物件3 (建物)	金 5, 5 8 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1・2の土地価格は物件3の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容も民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 地 地 地 在 番 目 積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり 遊技場 1階 308.82㎡ 2階 282.95㎡ 延床面積 591.77㎡	遊技場 居宅 1階 約312.00㎡ 2階 282.95㎡ 延床面積 約594.95㎡
特記事項			
本件建物2階において、債務者会社の代表者だったAが死後しばらく経過後発見されたとのことであった。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	J R 鹿島線「潮来」駅の北西方道路距離約80m	
付 近 の 状 況	主要道路道路沿いにおいて、店舗、事業所等が存する商業地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制	市街化区域 商業地域 指定 80% 指定 400% なし
画 地 条 件	物件1, 2 地積 : 401.83m ² 規模 : ほぼ標準的 形状 : ほぼ長方形 地勢 : 平坦 高低差: 接面道路と概ね等高 接面道路との関係: 中間画地 間口奥行: 概ね別添「土地建物位置関係図」の通り	
接面道路の状況	画地の南東側約18.0m舗装市道 ※両側歩道・U字溝部分を含む幅員 (建築基準法第42条第1項第1号道路に該当)	
土地の利用状況等	物件1・2土地に建物所有者が物件3建物を所有して敷地の用途に使用している。その他物置等が置かれている。 (物件1・2に対しては法定地上権が成立するものとして評価する) ※建物の配置等は概ね後添の「土地建物位置関係図」の通り。	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: なし 下水道: あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 ※実際の接続・利用の可否、それに伴う各種費用負担・手続き等に関しては関係各所においての詳細調査を要することにご留意下さい。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査及び目視による現地調査の範囲においては、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと推認する。但し、評価人としての調査には限界がある為、詳細については別途専門家による調査を要する。実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等の全てを担保できるか否かは不明であるのでご留意下さい。
特 記 事 項	①主として件外土地(4-7)上に存する所謂景品交換所の一部が本件土地に越境している可能性がある事にご留意下さい。 ②現状において、本件土地単体で駐車場の確保は不能であるものと思料される。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和53年 2月23日新築 経過年数 約48年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2建建 屋 根 長尺カラー鉄板瓦棒葺 等 外 壁 プレハブパネル板張・モルタル塗リシン吹付仕上 等 内 壁 ビニールクロス貼 等 天 井 ビニールクロス貼 等 床 畳敷・合板フローリング・塩ビタイル貼 等 設 備 給排水衛生工事・電気工事等 ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備等の動作確認が出来ないため、正常に作動するか否かは不明である。
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	階層 地上2階建て 現況用途 遊技場 居宅 間取り 建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	調査時点において1階遊技場部分は休業、2階居宅部分は空き家の状態で、1階にはパチンコ遊具等が、2階には遺影や仏壇を含む家具・動産等が残置されている。
特 記 事 項	2頁特記事項ご参照

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

一体とした更地価格を前提とした格差を用いて各物件毎の土地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	25,000	1.00	155.36	0.90	3,500,000
2	25,000	1.00	246.47	0.90	5,550,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 潮来 (県) 5-1

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $25,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/100.0 \times 100/100.0 = 25,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：±0.0

イ 個別格差：必要なし

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：物件1 0.90 物件2 0.90

② 物件3 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	308,000	594.95	0.035	6,410,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。(標準的な居宅・店舗の平均値とした。)

イ 現況延床面積：594.95㎡

ウ 現 価 率

経過年数48年，経済的全耐用年数30年，経済的残存耐用年数0年，
 観察減価及び中古建物の市場性減価30%，残価率5%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率5%＋(1－5%)×(経済的残存耐用年数0年／経済的全耐用年数30年)}×(1－観察減価30%)÷0.035

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地権等価格を控除し、建物については敷地権利用権価格を加算し、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	3,500,000	0.55	法定地上権	1,930,000
2	5,550,000	0.55	法定地上権	3,050,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,500,000	-1,930,000		0.70	0.70	770,000
2	5,550,000	-3,050,000		0.70	0.70	1,230,000
3	6,410,000	+4,980,000		0.70	0.70	5,580,000
一括価格(合計)						7,580,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：用途の特殊性・特記事項の内容等

オ 競売市場修正：0.70

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 潮来（県）5-1

所 在：潮来市あやめ1丁目7番9外

地 目：宅 地

価 格：25,000円／ m^2 （対前年変動率 -0.40%）

位 置：J R 鹿島線「潮来」の西方約150m

価 格 時 点：令和 7年 7月 1日

地 積：603 m^2

供給処理施設：水道, 下水道

接 面 街 路：南西側22m 県道に接面

用途指定等：市街化区域 商業地域（建蔽率80%，容積率400%）

地域の概要：中低層の店舗、事務所等が見られる駅に近い商業地域

第7 附属資料

1 受命物件の位置図

2 周辺見取図

3 公図

4 建物図面・各階平面図

5 土地建物位置関係図

6 建物間取図

以 上

物件目録

- | | | | |
|---|----|-----|-------------------------|
| 1 | 所 | 在 | 潮来市あやめ一丁目 |
| | 地 | 番 | 4 番 8 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 155.36 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 潮来市あやめ一丁目 |
| | 地 | 番 | 4 番 9 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 246.47 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 潮来市あやめ一丁目 4 番地 8、4 番地 9 |
| | 家屋 | 番号 | 4 番 9 |
| | 種 | 類 | 遊技場 |
| | 構 | 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 | 面 | 積 |
| | | 1 階 | 308.82 平方メートル |
| | | 2 階 | 282.95 平方メートル |

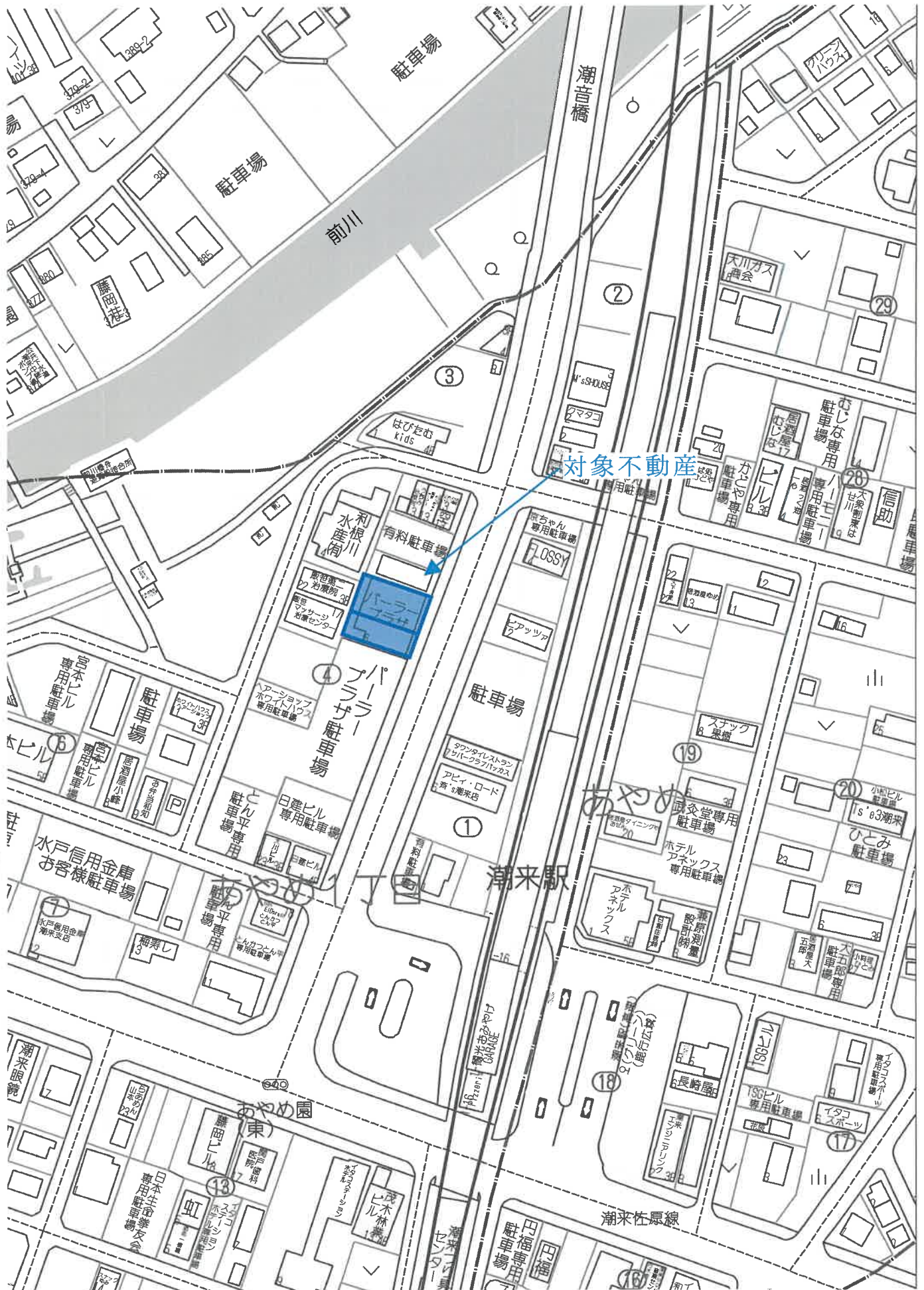


物件位置図



国土地理院 地理院地図（標準地図）を加工して作成

周辺見取図





登記年月日：昭和53年2月28日

300015

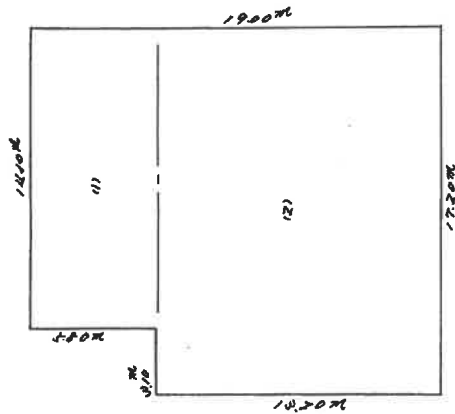
建 物 平 面 図

家屋番号	4 ~ 9
建物の所在	千葉県市川市 行方町新緑あやめ1丁目4番地09

作 製 年 月 日
昭和 53 年 2 月 18 日

作 製 者
[Redacted]

申 請 人
[Redacted]



床面積計算表

1階

1) $14.10 \times 4.80 = 81.78$
2) $17.20 \times 13.20 = 227.04$
308.82

308.82 m²

2階

1) $11.00 \times 3.10 = 34.10$
2) $14.10 \times 1.20 = 16.92$
3) $17.40 \times 13.20 = 230.68$
281.70

281.70 m²

道 路

(茨城土地家屋調査士会用紙)

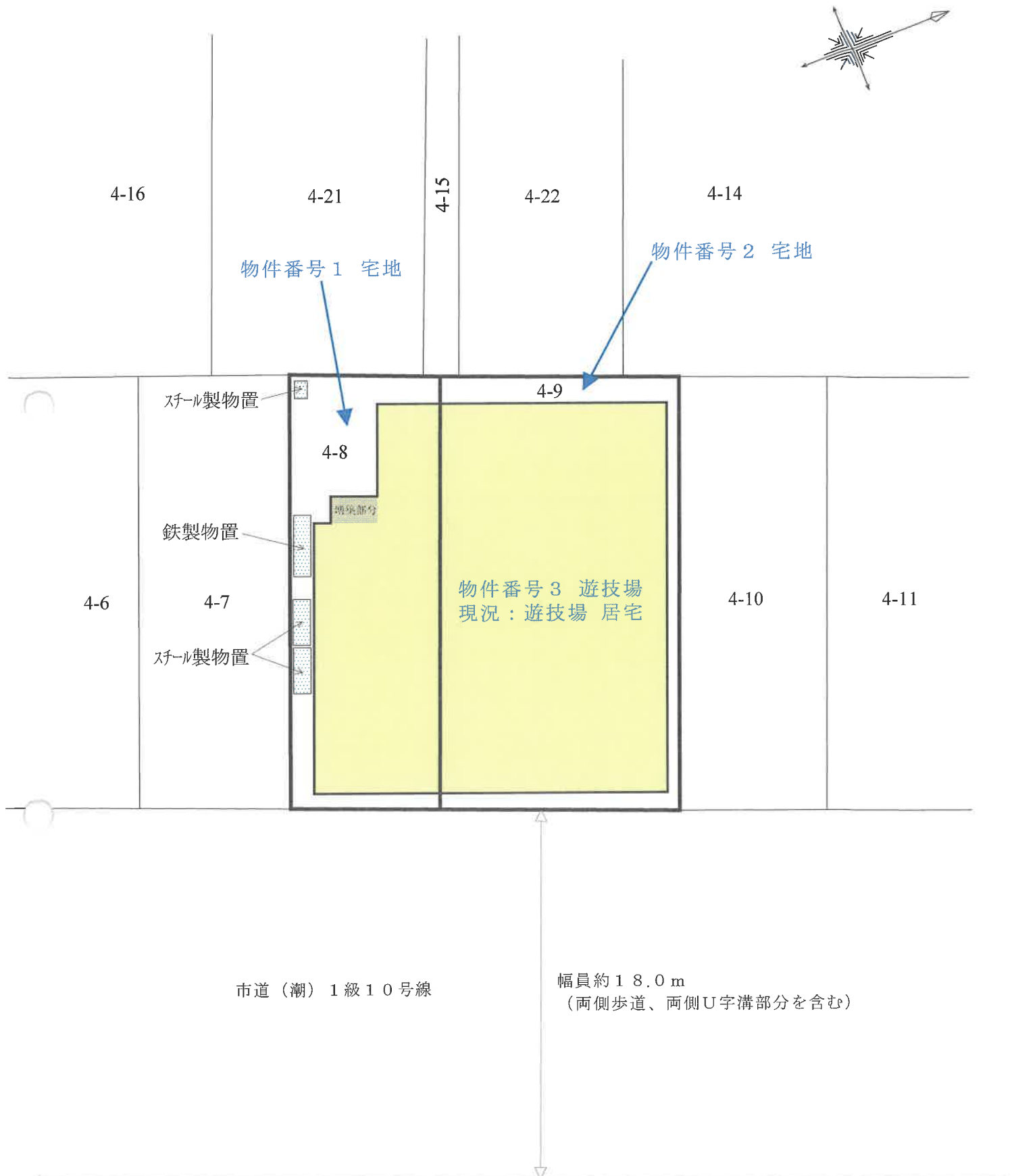
53.2.28

縮 尺	1/250	1/500
-----	-------	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和 8 年 2 月 13 日 水戸地方裁判所 鹿嶋支局

登記官

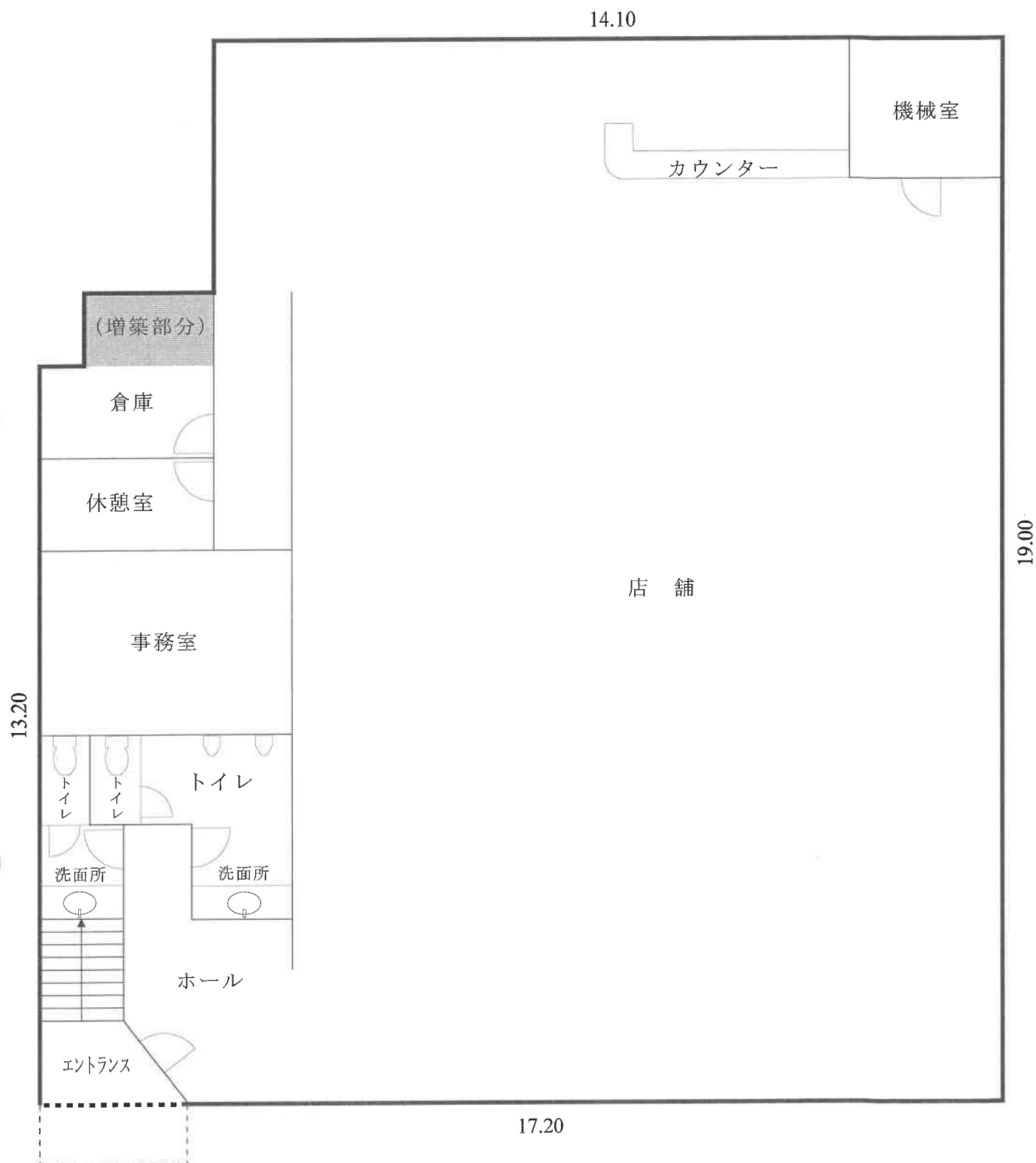
土地建物位置関係図



縮尺 1 / 250

間取図No. 1

物件番号3 遊技場
現況：遊技場 居宅

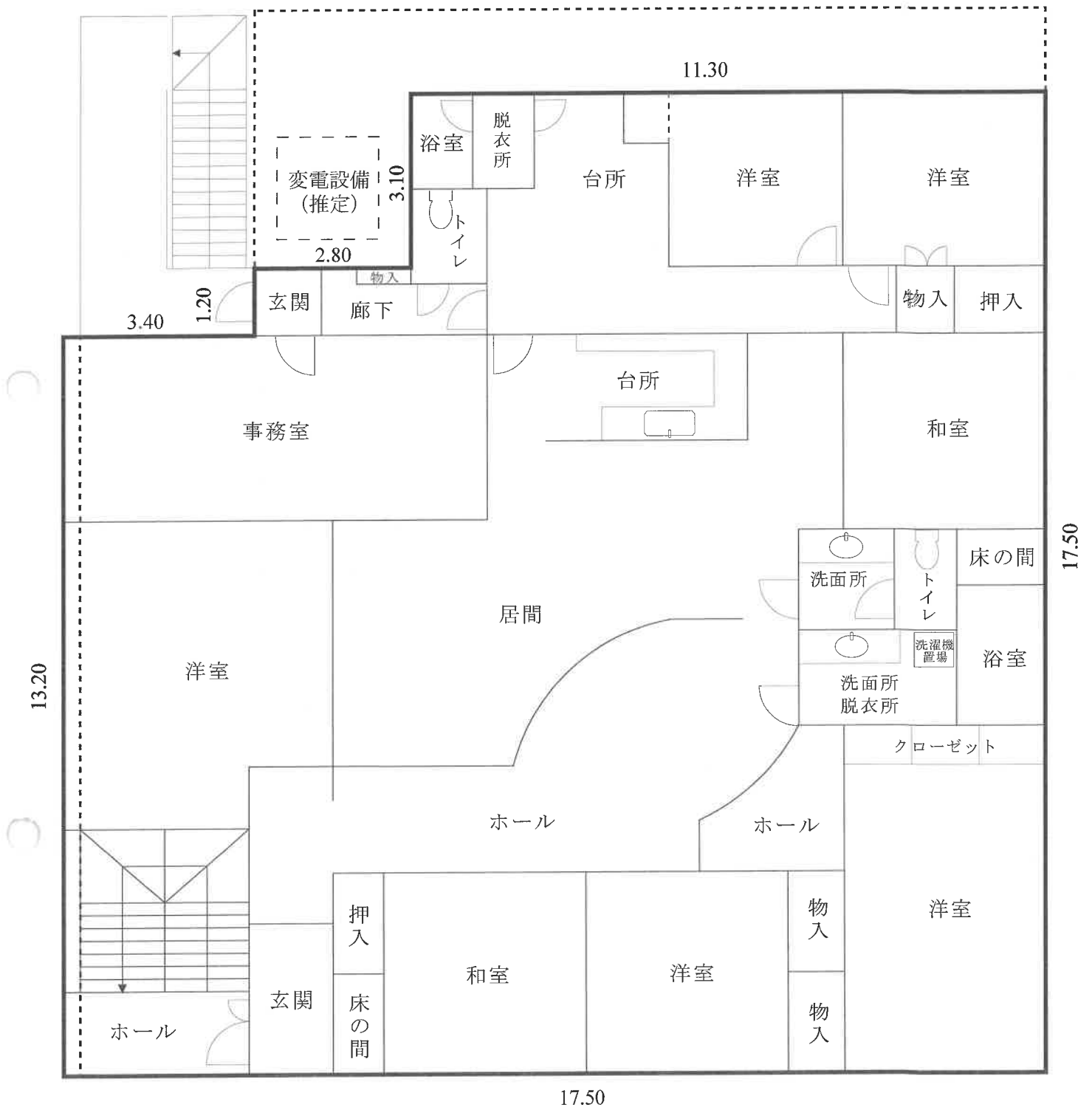


1 階 床面積約 3 1 2 m²

縮尺 1 / 1 0 0

間取図No. 2

物件番号 3 遊技場
現況：遊技場 居宅



2 階 床面積 282.95 m²

縮尺 1 / 100